

菅 壊憲政治を検証する

◆特集にあたって

二〇二〇年九月、安倍首相は辞職した。安倍首相退陣は「壊憲政治」の挫折のほずだった。ところが菅自公政権も「壊憲政治」を肃々と進めている。「壊憲」だけでなく、「明文改憲」の動きもすすめてきた。二〇二一年秋までには必ず総選挙がある。総選挙を見据え、菅自公政権の本質を「法の専門家」の視点から社会に提示することは極めて重要であると考え、菅自公政権を本格的に検証しようとするのが本企画の意図である。

最初に菅自公政権の実態の紹介とその法的問題を概観する(広渡論文)。たとえばお笑いタレントの千原ジュニアは、葬儀もできない状況にもかかわらず、IOCバツハ会長の歓迎会に菅首相、小池都知事ら四〇人が集まったことを批判した(『日刊スポーツ』二〇二二年七月一九日付

電子版)。一般市民は死に目に会えず、葬儀すら参加できない一方、IOCのバツハ会長の歓迎会を四〇人も集めて行う菅自公政権の対応に市民は納得するのか。いま、世間ではバツハ氏の言動への批判にあふれているが、バツハ氏の要求を断らない菅自公政権の対応こそ問題ではないのか。さらに言えば、海外からの入国者が激増し、国内の人流増加が想定されるオリンピック・パリピックを開催することが「いのち」「安全」を守る政治なのか。コロナ感染で医療崩壊が言われる中、安倍・菅政権は引き続き「新自由主義政策」を推進し、二〇二〇年一月末から二〇二一年一月末までの一年間で二万一一七四床も病床を削減した。二〇二一年五月二二日、菅自公政権は病床削減や医師数抑制を内容とする改正医療法を成立させた。コロナ禍の中、病床削減や医師数抑制をすすめることが「いのちや暮らし」を守る政治なのか。広渡論文ではオリンピック・パリピック開催を含めた、菅自公政権の検討がなされる。

次に「土地等監視及び利用規制法」が検討される(稲論文)。この法律は「秘密法」(二〇一三年成立)、「安保法制」(二〇一五年成立)、「共謀罪」(二〇一七年成立)と並び、「戦争できる国づくり」の一環を担う法律である。そして「土地等監視及び利用規制法」をみれば、「デ



ジタル監視法」の目的も明確になる。一言で言えば「政府による市民監視」である(大江論文)。「学問」「科学」を軽視・無視する菅自公政権の本質は「日本学術会議任命拒否問題」でも明白になった。ただ、菅自公政権の壊憲政治は「学問の自由」の領域でも現在進行形であり、大学への国家統制を強化する改正国立大学法人を成立させた(二宮論文)。

さらに菅自公政権は「明文改憲」の動きもすすめてきた。二〇二一年五月三日、菅首相はビデオレターで「憲法改正に関する議論を進める最初の一步として、まずは国民投票法改正案の成立を目指していかなければならない」と述べた。改正改憲手続法成立は明文改憲にむけた「一步」となる。二〇二一年六月二日の参議院憲法審査会で与党推薦の参考人すら「審議が不十分」と発言したように、この法律の審議も極めて不十分であり、内容も問題だらけである(南論文)。

ところで、いま政治が全力でとりくむべき問題は何か。いうまでもなく「コロナ対策」である。二〇二一年一月一日、日本医学会連合、日本疫学会と日本公衆衛生学会は、行政罰により感染症に対応しようとする政策は感染症阻止には成功せず、かえって感染症へのコントロールを困難にさせた歴史があると警鐘を鳴らす声明を出した。ところが専門家の意見に耳を貸さず、二〇二一年二月三日、菅自公政権は改正新型コロナウイルス等特別措置法を成立させた。専門家の見解を踏まえない法改正の結果、「いのちと暮らし」を守るのに適した法改正になっていない(永山論文)。

そもそも根本的に問題なのは、安倍・菅自公政権は「いのちと暮らし」を守る政治をしてこなかったことである。二〇二〇年五月二八日、筆者は「戦争をさせない1000人委員会」のホームページで「失業者の増加は自殺者を増加させ、二〇二一年には自殺者が四万人以上との指摘もある」と指摘した(「新型コロナウイルス対策と憲法改正論議」)。失業や倒産が増加すれば、自殺者が増加するのは明白である。国の役割は個人の生命や安全を守るこ

とにある(憲法二三条、二五条)。ところが安倍自公政権は二〇二〇年五月当時、政治家が犯罪を犯しても裁かれぬことに道を開く「改正検察庁法」の成立を目指すなど、悪質極まりない政治をした。その結果、「コロナ禍が続く中、若い女性の自殺が増えている。三〇代以下の女性の八月の自殺者数は一九三人と、前年同月に比べて七四%も増えた」(朝日新聞二〇二〇年一月六日付(夕刊))。自殺者が増えたのは「人災」であり、その責任は「いのちと暮らし」を守る政治をしなかった安倍晋三、当時官房長官であった菅義偉、自民党と公明党の政治家たちにある。さらに読売新聞でも、「自殺者が夏場から急増している。新型コロナウイルスの流行が長引き、精神面にも悪影響が出ているのではないか。一人でも多くの命を救う対策を急がねばならない」(読売新聞二〇二〇年一月八日付(電子版))と指摘されていた。しかし菅自公政権は二〇二〇年一月月当時も、「日本学術会議任命拒否問題」を起こし、「一人でも多くの命を救う対策を急ぐ政治をしなかった。「いのちと暮らし」を守らない政治の影響は貧困や介護の場面では顕著に表れる(後藤論文)。

こうして「いのちや暮らし」を守らず、世論と科学的知見を軽視・無視する菅自公政権。私たちは無力感に陥るかもしれない。ただ、入管法案の成立を断念させたことは、世論の力が無力でないことを示した(指宿原稿)。なにより二〇二一年秋には衆議院選挙がある。「いのちと暮らし」を守る政治を実現するため、総選挙では主催者の意志を適切に示す必要がある。総選挙に際し、本企画は有益な判断材料を提供するものとなる。

なお、今回紹介する壊憲立法、改憲手続法に対しては、成立阻止にむけて全力で活動した法律家たちがいた。そうした活動の記録を残すことも極めて重要である。「人権」「平和」「民主主義」を守るため、法律家たちがどのような活動をしてきたのかも併せてご覧いただきたい。